

## 縄文遺跡群ロゴマーク使用基準

縄文遺跡群世界遺産登録推進本部  
平成24年12月14日 制定

縄文遺跡群世界遺産登録推進本部（以下「推進本部」という。）が作成した、「縄文遺跡群ロゴマーク」（以下「ロゴマーク」という。）の使用及び管理に関し、次のとおり使用基準を定める。

### （目的）

第1条 ロゴマークは、「北海道・北東北の縄文遺跡群（仮称）」（以下「縄文遺跡群」という。）のシンボルとして、制作物、媒体等に広く使用することで認知度を高めるとともに、縄文遺跡群を未来へ引き継ぐ取組を推進することを目的とする。

### （デザインの基準）

第2条 ロゴマークのデザインは、別添「縄文遺跡群ロゴマークガイドライン」に基づくものとする。

### （申請の事務）

第3条 ロゴマークの使用に関する事務は、縄文遺跡群世界遺産登録推進事務局及び推進本部を構成する道県（以下「事務局等」という。）が行う。

ただし、事務局等は、別表1に定める担当地域について、それぞれ事務を行うものとする。

### （使用の申請）

第4条 ロゴマークの使用を希望する者は、「縄文遺跡群ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）」を、別表1に定める各地域の担当事務局等に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 別表2に定める地方自治体が縄文遺跡群の普及啓発を図ることを目的に使用する場合
- (2) 新聞、テレビ等の報道機関が報道を目的に使用する場合
- (3) その他推進本部が申請を要しないと認めた場合

### （使用基準）

第5条 事務局等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、使用を承認しない。

- (1) 縄文遺跡群のイメージを損ない、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- (2) 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用されるおそれがある場合
- (3) 特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがある場合
- (4) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
- (5) 第2条に規定する、「縄文遺跡群ロゴマークガイドライン」に反する使用のおそれがある場合
- (6) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合

- (7) 別表2に定める地方自治体が実施する事業の妨げになるおそれがある場合
- (8) 前各号に掲げる事項のほか、第1条に規定する目的に反するおそれがある場合

(使用の範囲)

第6条 ロゴマークの使用は、次の範囲とし、縄文遺跡群の普及啓発に寄与するものとする。

- (1) 標識、看板、横断幕、のぼり旗、パネル、ポスター、パンフレット、チラシ、ホームページ、ポストカード、カレンダー、ステッカー、広報誌、封筒、名刺等の媒体。
- (2) その他、普及啓発が期待できる媒体。

(使用承認)

第7条 事務局等は、第4条の申請書を受理した場合、その内容を審査し、その使用が適当と認められる場合は、「縄文遺跡群ロゴマーク使用承認書(様式第2号)」により通知するものとする。

2 事務局等は、審査の結果、不適当と認められる場合は、「縄文遺跡群ロゴマーク使用不承認通知書(様式第3号)」により通知するものとする。

(使用承認の期間)

第8条 使用承認の期間は、承認日から3年以内とし、期間満了後に引き続き使用する場合は、再度申請しなければならない。

また、使用を中止する場合は、使用者は速やかにその旨を届け出るものとする。

(遵守事項)

第9条 使用者は、使用承認された使用内容で使用するものとし、その使用内容に変更がある場合は、第4条の規定により使用承認の申請を行うものとする。

(使用料及び手数料)

第10条 ロゴマークの使用料及び手数料は、無償とする。

(商標登録等)

第11条 使用者は、ロゴマーク並びにロゴマークを含む商標及び模様について、商標登録及び意匠登録をしてはならない。

(改善の指示)

第12条 事務局等は、使用者が承認された使用内容を逸脱して使用していると認めた場合は、使用者に改善を指示することができる。

(承認の取り消し等)

第13条 事務局等は、使用者が速やかに前条の改善に係る措置を講じない場合、使用承認を取り消し、使用を差し止めることができる。

(使用者の責務)

第 14 条 使用者は、信義に従い、誠実にこの使用基準を履行しなければならない。

2 ロゴマークの使用に起因する問題が生じた場合は、推進本部及び推進本部を構成する別表 2 に定める地方自治体は一切の責任を負わない。また、問題が発生した際は、使用者は速やかに事務局等に報告するとともに、対策を講じなければならない。

(疑義等)

第 15 条 この使用基準に定めのない事項及びこの使用基準に関して生じた疑義については、事務局等と使用者が協議して定めるものとする。

附 則

平成 26 年 7 月 11 日一部改正

平成 27 年 11 月 2 日一部改正

別表 1

事務局等 (申請窓口)	所在地	担当地域 (申請者所在地)
縄文遺跡群世界遺産登録推進事務局 (青森県企画政策部世界文化遺産登録推進室内)	〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1-1	下記以外
北海道環境生活部くらし安全局 文化・スポーツ課縄文世界遺産推進室	〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目	北海道
北海道教育庁 生涯学習推進局 文化財・博物館課	〒060-8544 北海道札幌市中央区北3条西7丁目	
岩手県教育委員会事務局 生涯学習文化課	〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号	岩手県
秋田県教育庁 生涯学習課文化財保護室	〒010-8580 秋田県秋田市山王3丁目1-1	秋田県

別表 2

北海道
青森県
岩手県
秋田県
北海道函館市
北海道千歳市
北海道伊達市
北海道森町
北海道洞爺湖町
青森県青森市
青森県弘前市
青森県八戸市
青森県つがる市
青森県外ヶ浜町
青森県七戸町
岩手県一戸町
秋田県鹿角市
秋田県北秋田市